

抽選(入札)心得書

- 1 次の各号のいずれかに該当する者は、保留地の処分に係る抽選(入札)に参加することができない。
 - (1) 保留地の売買契約を締結する能力を有しない者
 - (2) 破産者で復権を得ない者
 - (3) 結城市暴力団排除条例(平成 24 年結城市条例第 3 号。)第 2 条第 1 号から第 3 号までに規定されている暴力団関係者
 - (4) 市税等を滞納している者
 - (5) 条件保留地又は地先保留地が設定されている者であって、その契約が未契約となっている者
 - (6) 条件保留地又は地先保留地を取得している者であって、その売買代金を滞納している者
 - (7) 他人の抽選(入札)参加を妨害、又は契約の締結を妨害した者
 - (8) 買受人としての通知を受け、契約を締結しなかった者
 - (9) 正当な理由が無く、抽選(入札)に従事している職員の指示に従わなかった者
 - (10) 同一画地に対し、同一世帯(同一法人)において複数の参加申込みをした者
 - (11) その他、抽選(入札)について不都合の行為があった者
- 2 抽選(入札)は公告による場所及び日時において、申込者が立会いのうえ行う。申込者、又は申込者から委任を受けた者(以下「代理人」という。)による立会いがなくとも抽選(入札)を行う。この場合、立会いがなくことを理由として異議を申立てることは出来ない。
- 3 代理人に抽選(入札)の立会いを委任する場合は、委任状を提出すること。
- 4 土地売買契約締結後 30 日以内に売買代金を全額払込すること。
- 5 次の各号のいずれかに該当する場合は、土地区画整理法第 107 条第 2 項の規定による換地処分に伴う登記が完了する以前に当該保留地に係る権利を第三者に譲渡することができない。
 - (1) 当該保留地の売買代金に未納があるとき
 - (2) 当該保留地に第三者の権利設定がされている場合